

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 7日

栃木県知事  
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県日光市今市本町1番地  
日光市下水道事業

氏 名 日光市長 粉川 昭一

電話番号 0288-21-5150

(上下水道部 下水道課 下水道管理係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日光市湯西川水処理センター
事業場の所在地	日光市湯西川1963番地21
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水処理場(維持管理の作業を行うもの) [3631]
②事業の規模	下水処理汚泥 2,800t
③従業員数	2人(民間委託)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙2のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	2,800 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥に活性汚泥を加え、曝気装置によって、空気を供給させます。沈殿しやすくなったフロックを最終沈殿池に送り、上澄水と汚泥に沈降分離し、汚泥は返送汚泥としてオキシデーションディッチへ送り返されたあと、汚泥脱水機に送泥され、水分を取り除きます。 別紙3のとおり	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	2,800 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥に活性汚泥を加え、曝気装置によって、空気を供給させます。沈殿しやすくなったフロックを最終沈殿池に送り、上澄水と汚泥に沈降分離し、汚泥は返送汚泥としてオキシデーションディッチへ送り返されたあと、汚泥脱水機に送泥され、水分を取り除きます。 別紙3のとおり	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 濃縮汚泥を脱水設備に送り、脱水機によって脱水し、水分を取り除き、脱水汚泥と水に分別する。 別紙3のとおり	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 濃縮汚泥を脱水設備に送り、脱水機によって脱水し、水分を取り除き、脱水汚泥と水に分別する。 別紙3のとおり	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,740 t	
(これまでに実施した取組) 汚泥脱水機により水分を取除き、脱水汚泥にする。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,740 t	
(今後実施する予定の取組) 汚泥脱水機により水分を取除き、脱水汚泥にする。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥
	全処理委託量	60 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	60 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 発生した脱水汚泥（ケーキ）は、栃木県下水道資源化工場にて委託処理し、焼却され、セメント原料等として再利用を行う。	

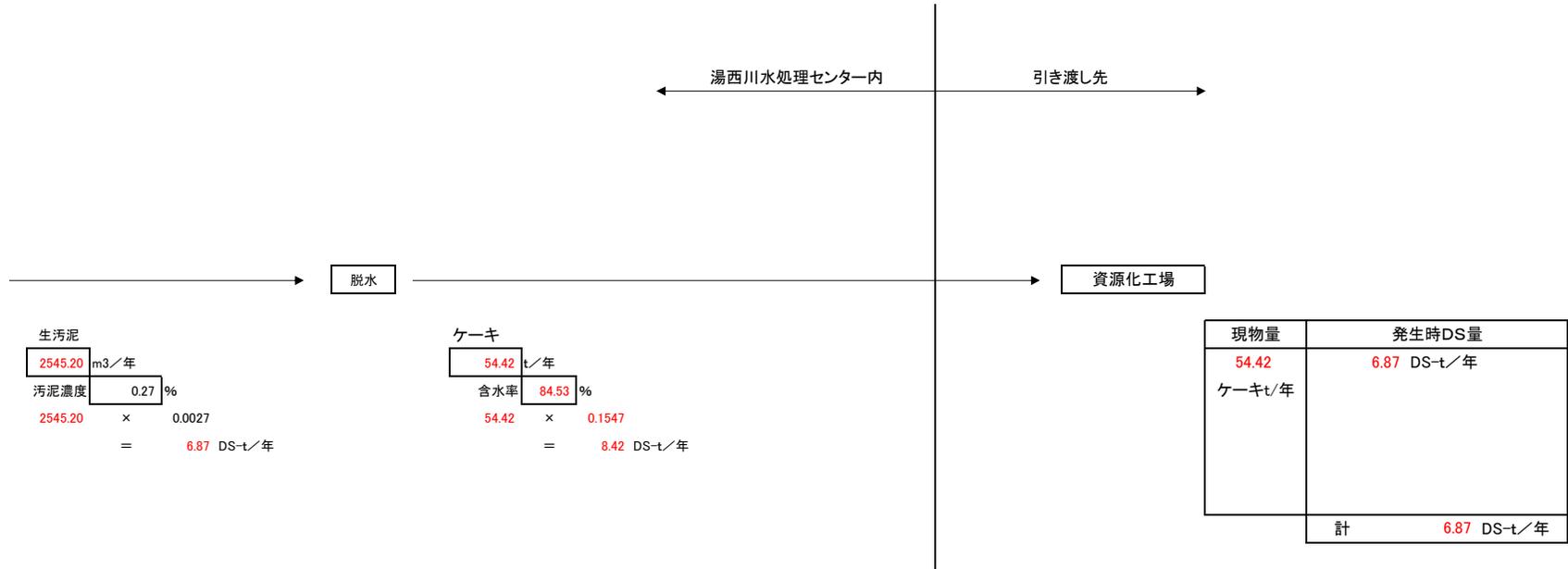
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	全処理委託量	60 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	
	再生利用業者への 処理委託量	60 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>発生した脱水汚泥（ケーキ）は、栃木県下水道資源化工場にて委託処理し、焼却され、セメント原料等として再利用を行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 【調査票1】汚泥処理フロー図(令和4年度実績)

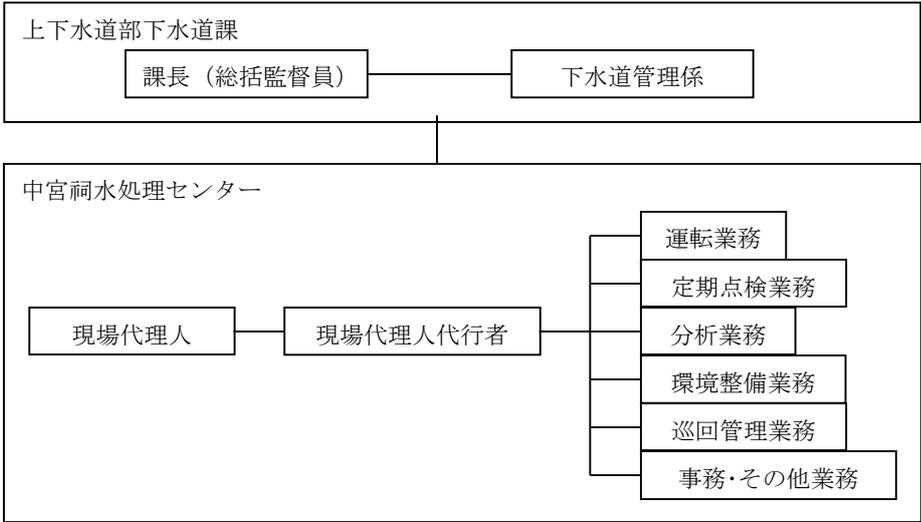
都道府県名 栃木県  
 市町村名 日光市  
 処理場名 湯西川水処理センター



【別紙 2】

〈産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

(1) 責任者及び管理組織図

日光市総括監督員	上下水道部下水道課長	
日光市担当課	上下水道部下水道課 下水道管理係 7名	
業務委託先	(株) ウォーターエージェンシー 栃木オペレーションセンター	
	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約業務履行に関する監督員との協議及び報告、業務運営計画の立案</li> <li>・年間業務履行計画書及び業務完了報告の起案と指導</li> <li>・施設改善、修繕計画、運転方案等の提案と協議</li> <li>・各業務担当者の指導及び監督</li> <li>・各業務担当職員の教育及び研修計画の立案及び実施</li> <li>・他事業所との協議、調整</li> <li>・労働安全衛生体制の確立と推進</li> </ul>
	現場代理人代行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の補佐及び代行</li> <li>・契約業務履行に関する監督員との協議及び報告事項の策定</li> <li>・年間業務履行計画書及び各業務完了報告書の作成</li> <li>・施設改善、修繕計画、運転方案の立案と作成</li> <li>・各業務担当職員の業務支持及び業務履行上の実務指導</li> <li>・労働安全衛生の実施</li> </ul>
<p>水処理センター管理組織</p>  <pre> graph TD     subgraph "上下水道部下水道課"         A[課長 (総括監督員)] --- B[下水道管理係]     end     subgraph "中宮祠水処理センター"         C[現場代理人] --- D[現場代理人代行者]         D --- E[運転業務]         D --- F[定期点検業務]         D --- G[分析業務]         D --- H[環境整備業務]         D --- I[巡回管理業務]         D --- J[事務・その他業務]     end     B --- D     </pre>		

### 【別紙 3】 産業廃棄物の排出の抑制及び、分別に関する事項

#### ○排出の抑制及び、分別に関する事項

当センターから発生する産業廃棄物は、下水道事業により最終沈殿池にて取り出された下水汚泥(濃縮汚泥)である。

発生する下水汚泥は年間 2,545.20 m<sup>3</sup>/年であり、この量を抑制し、水と分別するために汚泥脱水機で脱水を行う。

発生量は 54.42t/年である。

表 1 産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和 4 年度実績）

種 類	発 生 源	性 状	発 生 量	処 理 方 法
汚 泥	下水汚泥※ (濃縮汚泥)	汚泥濃縮槽	2,545.20 m <sup>3</sup> /年	有機物を無機物化し脱水 ○⇒脱水ケーキを生成○
	脱水ケーキ	汚泥脱水機		

注：○自己処理 ●委託処理